令和８年度（2026 年度）後志地域精神保健協会
後志地域の精神障害者及び家族会行事等への支援事業実施要綱

この要綱は、地域における精神障がい者当事者団体や精神障がい者の家族会等の活性化のため、その活動に対する助成金の交付に関し必要な事項を定める。

1　目的

この事業は、障がい者当事者団体、障がい者の家族会、精神障がい者回復者クラブ等の団体等が行う、当協会の規約第２条の目的達成に寄与すると認められる事業に対し助成を行う。

2　助成対象事業・助成対象外事業

(1)　助成対象事業

助成の対象は、地域性と公益性を有し、収益性がないと認められる次の活動とする。

ア　精神疾患のある人やその家族に対する相談会、研修会、イベントの開催

イ　精神疾患の正しい知識の普及啓発を目的とした、研修等の受講機会の提供

ウ　精神疾患のある人やその家族の福祉の増進に寄与することを目的とした活動

(2)　助成対象外事業

上記(1)に該当しても、次の活動が認められる場合は助成対象外とする。

ア　特定の個人又は団体の収益（利益）を目的する活動

イ　政治的活動、宗教的活動及び公序良俗に反する活動

ウ　その他適当でないと判断された活動

3　助成対象団体・助成対象外団体

(1)　助成対象団体

助成対象団体は、次の要件を満たす団体とする。

ア　後志総合振興局管内に所在又は活動の本拠を有していること

イ　後志総合振興局管内で２(1)の活動を１年以上継続して実施していること

※　基準日は令和８年（2026 年）４月１日とする。

(2)　助成対象外団体

ア　地方公共団体及びこれに準ずる団体

イ　営利的活動や政治的活動、宗教的活動を目的とする団体

4　助成内容

後志総合振興局管内の団体等が実施する上記助成対象事業に対して、一団体につき上限１万円（千円未満の端数切り捨て）を助成する。

※助成対象経費は別表のとおり。

5　対象期間

助成の対象とする活動期間は、令和８年（2026年）４月１日から令和９年（2027年）２月28日までとする。

6　助成申請方法

助成を受けようとする団体等は、令和９年（2027年）３月31日までに次の書類を事務局に提出すること。

(1)　令和８年度（2026年度）後志地域精神保健協会後志地域の精神障害者及び家族会行事等への支援事業助成金申請書

(2)　添付書類

ア　会則など団体等の活動目的がわかるもの

イ　実施役員名簿など団体等の構成員がわかるもの

ウ　団体が１年以上継続して活動していることがわかるもの

エ　写真等の助成対象事業の実施状況がわかるもの

※写真は協会の機関紙などで紹介する場合あり。

7　選考方法及び助成金の交付

助成対象の団体等及び助成金額は、事務局において申請書の内容を厳正に審査し、会長の承認を得た上で、予算の範囲内で決定する。決定後速やかに申請者（代表者）に文書で通知する。

なお、申請額が予算額を超えた場合は、事業終了とする。

8　助成金の返還

次の場合は、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 助成金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したことが判明したとき

(2) 助成対象外事業であることが判明したとき

(3) 助成対象外団体であることが判明したとき

9　関係書類の保管

助成を受けた団体は、帳簿及び領収書等の証拠書類を備え、事業完了日の属する年度の翌年度から５年間、帳簿等を保管しなければならない。

また、事務局がこれらの帳簿及び領収書等の証拠書類の提出を求めた場合は、これに協力しなければならない。

後志地域の精神障害者及び家族会行事等への支援事業
助成対象経費

1　助成対象経費

費　目	内　容
謝金等	研修会の講師等への謝金
交通費	研修会の講師の交通費、職員の研修派遣時の交通費
備品費	事業実施に必要な機器（プロジェクターなど）
消耗品費	用紙、消毒液、筆記用具など
印刷費	資料やチラシなどの印刷費
通信運搬費	事業に必要な切手・ハガキ代、機材等の運搬費など
使用料	会場となる施設の使用料、事業に必要な機材等のレンタル費
その他	上記以外で事業に必要な経費（銀行振込手数料など）